

恵那市森林整備計画 変更計画書

自 平成30年4月 1日

計画期間

至 平成40年3月31日

(平成31年3月15日変更)

(恵那市告示第32号)

岐阜県 恵那市

森林法第10条の6第3項の規定に基づき、恵那市森林整備計画を次のように変更します。
本変更計画書では変更のあった事項のみ記述し、その他の事項は現計画書のとおりとします。
なお、変更計画の施行日は、平成31年4月1日とします。

恵那市森林整備計画の一部変更

目 次

Ⅱ 森林整備の方法に関する事項	_____	1
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）		
3 その他必要な事項		
第2 造林に関する事項	_____	1
1 人工林に関する事項		
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	_____	2
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法		
第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項	_____	4
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法		
第7 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	_____	5
4 森林経営管理制度の活用に関する事項		
Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項	_____	6
1 森林経営計画の作成に関する事項		

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

(1) 恵那市の森林

恵那市は、岐阜県の東南部に位置し、人口 51,249 人(平成 29 年 4 月 1 日現在)、市域は 50,424ha で起伏に富んだ緑豊かな中山間地域で、気候は内陸型山地気候で寒暖の差が大きく、冬期の積雪は比較的少ない地域である。

市内の森林面積は 39,169ha (市域の約 78%)、民有林面積は 34,225ha で、そのうちヒノキを中心とした人工林は、20,863ha (約 61%) であり、残りの林地が広葉樹を中心とした天然林である。

これらの森林は、「人・地域・自然が調和した交流都市」を将来像とする恵那市にとって、循環型資源としての木材を生産する場であると同時に、豊かな水と緑を育み、自然環境を保全し、災害から暮らしを守るなど、市民のかけがえのない財産といえる。また、市内の山林は木曾川、矢作川、庄内川の水源地でもあり、広く伊勢湾・三河湾の流域市町村の“水源の森”としても非常に重要な価値を有している。

(2) 人工林の現状

恵那市の民有林の約 65%の面積を占める人工林について、樹種別では、ヒノキが 16,398ha (78.6%)、スギが 3,551ha (17.0%)、その他の針葉樹・広葉樹が 914ha (4.4%) となっている。年齢別構成としては、11 歳級以上が 14,032ha (67.3%) を占めており、森林機能の確保と循環的な生産性を考慮した利用間伐等を促進することが重要である。

しかし、木材価格の低迷、森林・林業関係者の高齢化、世代交代等の理由により、適切な整備・管理が行われていない林地が多くなっており、これらの森林は、生産活動が著しく停滞しているとともに自然環境・生活環境の保全に大きな影響を及ぼしており、本来、森林のもつ多面的機能が十分に発揮されない状態となっている。



間伐の遅れにより荒れた山林(上矢作)

今後の課題として、積極的な林業生産活動が期待される人工林と美しい自然景観を保つ天然林との調和の取れた施業が重要であり、人工林については、生産性の向上と森林資源の循環に配慮し、また、多様な機能・自然の恵みの豊富な天然林については、山地災害・水源かん養等環境の保全に努め、自然を生かした森林空間の創出を目指すことが必要である。

また、平成 12 年に発生した「恵南豪雨災害」は、記録的な降雨とそれに伴い発生した林地崩壊が溪流沿いの立木を土砂とともに流出させ、下流域に大きな被害をもたらしたことに特徴があった。今後は、間伐等の森林整備を着実に進め、災害に強い森林づくりを進めることが課題となっている。



整備されたスギの人工林(上矢作)

恵那市の面積

区 分	面 積	備 考
総 土 地 面 積	50,424 ha	
森 林 面 積	39,169 ha	森林率：78%
国 有 林 面 積	4,944 ha	
民 有 林 面 積	34,225 ha	
対象民有林	34,186 ha	
うち人工林面積	20,863 ha	民有林の人工林率：61%
天然林面積	12,294 ha	
その他面積	1,029 ha	
対象外民有林	38 ha	

(資料：第14次木曾川地域森林計画 別冊<資料編>による)

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域の目指すべき森林資源の姿は、木曾川地域森林計画においては、これまで森林の有する多面的機能に応じて区分別に定められている。

一方、岐阜県森林づくり基本条例に基づき県が策定する「第3期岐阜県森林づくり基本計画」では、望ましい森林の姿への誘導と人工林の齢級構成の平準化を図るため、100年先に向けて望ましい森林の姿へ森林配置を見直す『森林配置計画』を策定することとされた。

森林配置計画では、森林の現状、気候や地形といった自然条件や法規制等の諸条件を踏まえた上で、経営、環境、観光、生活といった人の活動に寄り添う視点により、木材生産を目的とした「木材生産林」、公益的機能を重視した「環境保全林」、景観を重視した「観光景観林」、身近な生活環境の保全を目的とした「生活保全林」の4つの森林区分（以下、「将来目標区分」という）に今後区分していくこととされている。

本計画では、木曾川地域森林計画に則して、大まかなエリアの森林づくりの目標である「将来目標区分」と個別の森林において重視すべき機能である「森林機能区分」について、区分間の調整を図りつつそれぞれ設定する。また、森林の機能区分に応じた対象とすべき森林と望ましい姿は、表 I-1-2-1 のとおりである。

表 I-1-2-1 各機能に応じた対象とすべき森林と望ましい姿

機能	対象とすべき森林	望ましい姿
水源涵養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林であり、水源涵養機能の発揮を重視すべき森林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林、土砂の流出、土砂の崩壊の防備、その他災害の防備のための森林で土地に関する災害防止機能及び土壌保全機能の維持増進を図るべき森林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	住民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉じん等の影響を緩和する森林、森林の所在する位置、気象条件などからみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高く快適環境形成機能の維持増進を図るべき森林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林で、保健・レクリエーション機能の維持増進を図るべき森林	身近な自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これら史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林であって、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から文化機能の維持増進を図るべき森林	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系や貴重な生物種が生育・生息する森林など、地域の生態系や生物多様性の保全に不可欠な森林であって、生物多様性保全機能の維持増進を図るべき森林	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息している溪畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林であって、木材等生産機能の維持増進を図るべき森林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

- ※ 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。
- ※ 生物多様性保全機能については、一定の面的広がりにおいて様々な生育段階や構成樹種の森林が相互に関係しながら発揮される機能であり、原生的な森林生態系や貴重な野生生物が生育・生息している森林など、地域の生態系や生物多様性の保全に不可欠な森林を除き、属地性がないことに留意する必要がある。
- ※ これら機能以外の森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備に当たっては「将来目標区分」に基づく森林配置への誘導を図りつつ、「森林機能区分」に基づく個別の森林において重視する機能を持続的に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図るとともに、適正な森林施業を適宜に実施し、健全な森林資源の維持造成を図るものとする。

はじめに、森林機能区分ごとの森林整備及び保全の基本方針について、表 I-1-2-2 に示す。

表 I-1-2-2 各機能に応じた森林整備及び保全の基本方針

機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として貴重なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については縮小並びに分散を図ることとする。</p> <p>また、立地条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。ダム等の利水施設上流部において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能／土壤保全機能	<p>山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林であって、土砂の流出、土砂の崩壊の防備、その他山地災害の防備のための森林は、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い森林を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を推進することとする。</p> <p>また、立地条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。集落等に近接する山地災害の発生危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山腹の固定等を行う必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>

<p>快適環境形成機能</p>	<p>住民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林、森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を推進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
<p>保健・レクリエーション機能/ 文化機能/生物多様性保全機能</p>	<p>観光的に魅力ある渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、住民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として、整備及び保全を推進することとする。</p> <p>史跡、名勝等の所在する森林やこれら史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、住民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や住民のニーズ等に応じて広葉樹の導入を図るなど、美的景観の維持・形成に配慮した多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p> <p>原生的な森林生態系や貴重な生物種が生育・生息する森林など、地域の生態系や生物多様性の保全に不可欠な森林は、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、生態系の多様性等を保全する観点から、森林構成を維持することを基本とした保全を図ることとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p>
<p>木材生産機能</p>	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進するものとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、経級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。</p> <p>この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

次に、将来目標区分ごとの森林整備方針について表 I-1-2-3に示す。

表 I-1-2-3 将来目標区分ごとの整備方針

区分	森林整備方針
木材生産林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林境界の明確化、「岐阜県林内路網整備方針」に基づく路網整備などの基盤整備を実施し、生産性の高い林業経営を目指す。 ・ 針葉樹人工林では、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための造林および間伐等の森林整備を実施する。特に主伐後の更新は植栽を確実にを行い、年齢構成の平準化を図る。 ・ 広葉樹林について、用材として利用できる木材生産を目指す森林では、枝打ち、除間伐などの森林整備を行い主伐後は天然更新または植栽により更新を図る。チップやバイオマス燃料生産を目指す森林では短伐期による萌芽更新を行う。
環境保全林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 天然力を活用することを基本に、公益的機能の発揮に必要最小限の森林整備を行う。 ・ 針葉樹の人工林では広葉樹導入により、針広混交林化や広葉樹林化を図る。 ・ 広葉樹の導入にあたっては天然力を活用することを基本とし、広葉樹の導入が困難な立地である場合には針葉樹人工林として管理を行う。 ・ 搬出の条件が整っている場合には、伐採木を搬出し有効利用する。
観光景観林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の特色に合わせて好ましい森林景観の目標を設定し必要な整備を行う。
生活保全林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電線や民家に掛かるおそれのある危険木の除去や、野生動物の被害を軽減するための緩衝帯整備など住民の生活環境保全を目的とした整備を行う。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業の合理化については、森林・林業・木材産業関係者や地域住民、森林管理署、県との連携のもと、えなの森林づくり推進委員会の活動を軸に地域の合意形成を図りながら、計画的かつ総合的に推進する。

II 森林整備の方法に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

（1）伐採方法

立木竹の伐採のうち主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐または択伐によるものとする。

- 皆伐：主伐のうち択伐以外のものとする。
- 択伐：主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあつては、40%以下）の伐採とする。

（2）施業方法別の指針

○施業区分別の伐採の指針は、次の表を基準とする。

区分	施 業 基 準
共通事項	<p>① 共通事項 主伐にあつては、次のとおりとする。</p> <p>a 県土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林についてはその目的に応じて適切な施業を行うものとする。</p> <p>b 主伐の時期は、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の安定的かつ効率的な循環・利用を考慮して、多様化及び長期化を図るものとする。岐阜県水源地域保全条例に基づき指定された水源地域（以下「水源林」という。）においては、標準伐期齢に10年を加えた林齢以上での実施に努めるものとする。</p> <p>c 大面積の伐採をやむを得ず行う場合には、空間的・時間的に分散させるよう努めるものとする。</p> <p>d 造林の限界である標高1,400m以上又は積雪深2.5m以上の山地は更新が難しく、更新が完了するまで長期間を要することから大面積の伐採は行わないものとする。</p> <p>e 天然林の主伐は、若齢林においてはぼう芽更新によるものとするが、老齢林等ぼう芽更新が見込まれない場合には、天然更新しやすいように一定期間「母樹」を残すものとする。水源林においては、必要に応じて更新補助作業を行うものとする。</p>

① 対象とする森林

人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林。

② 施業基準

(ア) 人工林を皆伐する場合

人工林を皆伐する場合は、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、原則、小面積かつ分散的な皆伐とし、できる限り保残木施業(1haを超える皆伐は、保残木として平均径以上の立木を50～100本/ha程度を残す。)を行い、適確な更新を図るものとする。

保残木は、風・雪・乾燥など気象条件を十分に勘案し、急傾斜地、岩石地等では、ある程度集団的に配置する。

(イ) 保護樹帯の設置

a 保護樹帯の必要な場所

下記の場所で、林地の保全、雪崩、落石の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持及び生物多様性の保全のために必要がある場合には、裸地化を避け、列状又は塊状の保護樹帯を残置する。

- ・尾根、谷筋、人家・道路沿いの急傾斜地、地形・地質条件が悪く崩壊の危険の高い場所、下降斜面の変曲点、作業道の下方 等

b 1haを超える人工林の伐採

1haを超える人工林の伐採にあたっては、保護樹帯として2～3列(20～30m)程度の幅で残す。

c 人家、道路沿いの伐採

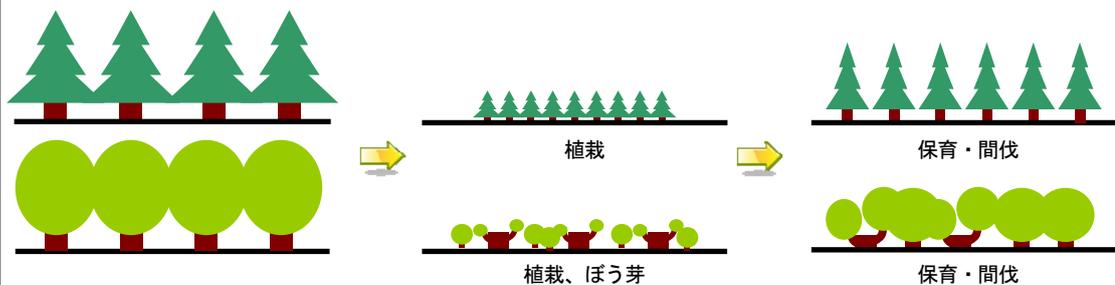
人家、道路沿いについては、樹高(10～15m)程度控えたところに保護樹帯を設ける。

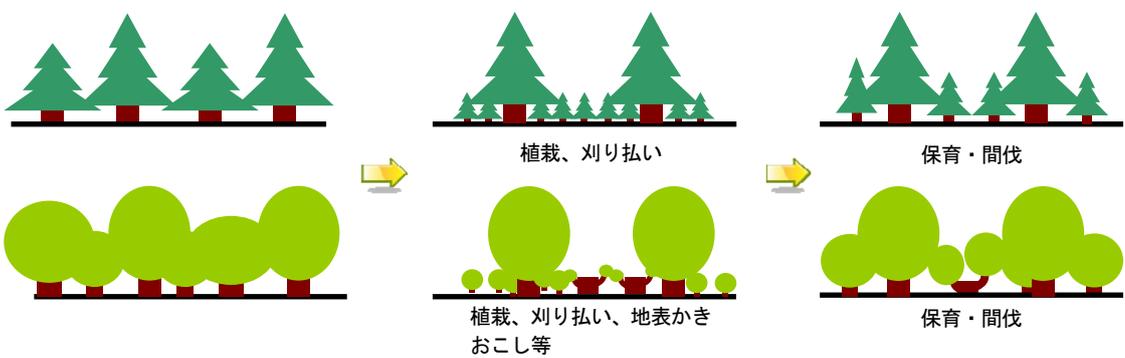
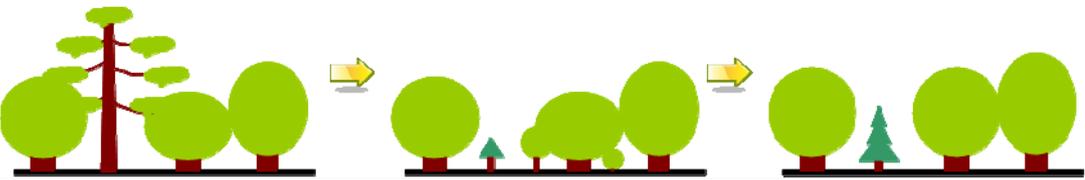
d 保護樹帯の管理

残地した保護樹帯は、適正な森林管理を行うものとする。

(ウ) 1haを超える人工林の伐採

1haを超える人工林の伐採にあたっては、ササ等が繁茂したり、土壌が極めて悪いなど、森林の更新が困難な場所では、裸地化を避けるものとする。



育成複層林	<p>① 対象とする森林 人為と天然力の適切な組み合わせにより、複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林。</p> <p>② 施業基準</p> <p>(ア) 育成複層林における伐採 複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して伐採する。</p> <p>(イ) 択伐の場合 択伐の場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率及び繰り返し期間によるものとする。</p> <p>(ウ) 皆伐の場合 皆伐するにあたっては、「育成単層林」に準ずるほか、適正な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮するものとする。</p> <p>(エ) 天然更新を前提とする場合 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮するものとする。</p> 
天然生林	<p>① 対象とする森林 主として天然力を活用することにより、適確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林。</p> <p>② 施業基準</p> <p>(ア) 天然生林における主伐 主伐にあたっては、「育成単層林」及び「育成複層林」に準ずる。</p> 

2 樹種別の立木の標準伐期齢

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安とし選定することとする。

立木の標準伐期齢は、本市における標準的な立木の伐採(主伐)の時期に対する指標、制限林の伐採規制等に用いるものである。

なお、この基準は、立木の伐採(主伐)の時点に関する指標として定めるものがあるが、標準伐期齢に達した時点で森林の伐採を促すためのものではない。

(単位：年)

樹 種					
スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	広葉樹
40	50	40	35	60	20

また、長伐期施業を実施する場合の平均的伐採林齢は、以下のとおりとする。

<長伐期施業を実施する場合の平均的伐採林齢>

$$\text{長伐期施業の平均的伐採林齢} = (\text{標準伐期齢} \times 2) \text{以上}$$

なお、森林法等により伐採林齢に制限がある森林については、各法令等の基準に従う必要がある。

3 その他必要な事項

(1) 伐採届出旗の設置

森林法第10条の8第1項及び第15条の届出に係る伐採のうち、1ha以上の皆伐を実施する箇所に伐採届出旗を設置することとします。

(2) その他森林の立木竹の伐採に必要な事項

伐採時には、かかり木にならないように安全な伐倒を最優先とし、伐採木を林地に残置する場合には、できる限り片側の枝条を払い、接地させる部分を長くし、土砂止めとして利用できるようにする。

第2 造林に関する事項

1 人工林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新すべき期間内に造林を行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然的条件に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。

特に、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。

ただし、岐阜県里山林整備事業（バッファゾーン整備タイプ）により整備したバッファゾーンについては、「里山林整備事業の実施に関する協定」の期間中はこの対象から除外するものとします。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における造林の方法は、人工植栽によることとする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うこととする。

なお、1haをこえる人工林の伐採跡地については、原則、人工造林を行うこととする。

造林樹種(人工造林をすべき樹種)の選定に当たっては、適地適木を基本として、地域の自

然・立地条件、それぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとする。

また、将来の森林の利用目的を定め、目的に応じた樹種、植栽本数を選択する。

健全で多様な森林づくりを図る観点から、できる範囲内で広葉樹や郷土樹種を含め幅広い樹種の選定について考慮するものとする。

特に、伐採後に適確な更新が行われていない伐採跡地については、その早急な更新を図ることとする。

また、土砂災害等の危険がある場合は、森林所有者等は現地発生材を使用した柵工など構造物設置の措置をとる。

本計画で定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県林業普及指導員と相談の上、適切な樹種を選択することとし、あらかじめそのような樹種を植栽すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って摘要すべき旨を明らかにした上で樹種を定めるものとする。

造林用苗木は品種系統の明確な優良苗木を用いる。

苗木の選定については、少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の増加に努める。

<人工造林の対象樹種>

区 分	針 葉 樹	広 葉 樹	備 考
人工造林の対象樹種	スギ・ヒノキ カラマツ、アカマツ、クロマツ	ケヤキ・コナラ・クリ・サクラ	左記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても各々の地域における在来の高木性の樹種であれば対象とする。

ア 当市における最深積雪深は、1.0mに満たないため、それぞれの立地条件に応じた樹種を選定し、植栽する。

イ 松くい虫の被害により枯損したアカマツ林は、天然更新による広葉樹などに樹種転換を図る。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別と仕立て別の植栽本数

主要樹種における1ha当たりの植栽本数は、下表の植栽本数を標準とする。

なお、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、県林務担当部局等と相談の上、適切な植栽本数とする。

人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

地 域	樹 種	標準的な植栽本数 (本/h a)
全 域	スギ	1,000 ~ 5,000
	ヒノキ	1,000 ~ 5,000
	広葉樹	1,000 ~ 5,000

イ その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理す

	るとともに、林地の保全に配慮する。
植栽の方法	気候その他の立地条件及び既往の植え付け方法から植え付け方法を定める。
植栽の時期	標準的な植栽時期は春（3～5月）と秋（11～12月）であるが、植栽場所の気候や降雨量などを勘案し、植栽木が活着するよう適期に行う。

（3）伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成とともに、林地の荒廃を防止するため、人工造林地は原則として、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新するものとする。ただし、択伐による伐採の方法で林冠の再開鎖を見込むことができないものについては、伐採による公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を図るものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新（天然下種更新、ぼう芽更新）は、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等から見て、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うものとする。

（1）天然更新すべき期間

天然更新をすべき期間は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までとする。

天然更新の完了確認は、当該天然更新をすべき期間内に、原則として、後述する更新調査により行うものとする。

（2）天然更新の対象地

- ・ 「伐採及び伐採後の造林の届出書」において、「伐採後の造林の計画」が「天然更新」とされている箇所
- ・ 「森林経営計画に係る伐採等の届出書」において、「造林方法」が「天然更新」とされている箇所

（3）天然更新の対象樹種

更新樹種は高木性種とし、そのうち主な樹種は以下のとおりとする。

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ類、マツ類、モミ類、ツガ類、シイ類、カシ類、ブナ類、ナラ類、クリ、サクラ類、カンバ類、シデ類、ハンノキ類、クルミ類、カエデ類、ケヤキ、トチノキ、カツラ、ホオノキ、ミズキ、ハリギリ、アカメガシワ、カラスザンショウ等の将来その林分において高木になりうる樹種（以下「高木性樹種」という）
ぼう芽による更新が可能な樹種	シイ類、カシ類、ブナ類、ナラ類、クリ、サクラ類、シデ類、カエデ類、ケヤキ、ホオノキ等

※ 「ぼう芽による更新が可能な樹種」欄にあるものであっても、更新が完了していない若齢な広葉樹林や大径化した広葉樹二次林（根本直径40cm以上、おおむね80年生以上）は、ぼう芽による更新が困難な樹種として取り扱い、更新樹種には含めないものとする。

※ 更新樹種のうち、〇〇類と表示しているものの詳細は、別紙樹種一覧表を参照。

(4) 天然更新及び天然更新補助作業

天然更新及び天然更新補助作業の標準的な方法は以下のとおりとする。

天然更新の標準的な方法	<p>①天然下種更新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天然力により種子を散布し、その発芽、成長を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。 <p>②ぼう芽更新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・樹木を伐採し、その根株からのぼう芽を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。
天然更新補助作業の標準的な方法	<p>①地表処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、種子の確実な定着と発芽を促し、稚樹が良好に生育できる環境を整備するために行うものとし、種子の飛散特性、A0層の堆積状況、気象地形条件に応じ、A層を表面に露出させるため林床植物の除去、枝条整理、地表かきおこし等を行うものとする。 <p>②刈出し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物（以下「競合植物」という。）の被圧により、更新樹種の生存、生育が阻害されている箇所について行うものとし、稚樹の更新状況、競合植物の種類、状態及び密度、地形、気象等の立地条件に応じ、全刈り、筋刈り、坪刈り等最適なものを選定する。また、更新の完了に至るまで必要に応じて実施する。 <p>③植込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更新樹種の成育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に植栽をする。実施にあたっては、植栽に支障となる枝条や競合植物等を整理するとともに、適期に更新樹種を必要本数分、植栽する。また、植込みを行う更新樹種については、適地適木に配慮し、遺伝子攪乱とならないものを選定すること。 <p>④芽かき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ぼう芽更新による場合に、耐陰性の強い更新樹種では余分な芽をつみ取る芽かきを適宜実施する。

(5) 更新の判定基準

下記に示す稚樹高以上の更新樹種が、期待成立本数に対して10分の3を乗じた本数以上が成立している状態（「立木度」が3以上の状態）をもって、更新の完了とする。

稚樹高	更新樹種の成立本数として算入する稚樹の高さについては、概ね以下のとおり。 <u>50cm以上かつ競合植物の高さ以上</u>
期待成立本数	<p>①残存木が無い場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天然更新をすべき期間（伐採を終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日まで）が満了した日までににおける更新樹種の期待成立本数は、概ね以下のとおりとする。<u>10,000本/ha</u> <p>②残存木がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林相ごとに、収穫予想表・林分密度管理図等、あるいは周辺の類似する林分等を参考として導かれる成立本数をもって、該当林相の期待成立本数とする。なお、この場合において更新樹種に係る期待成立本数は上記①のとおり（概ね10,000本/ha）とする。

(6) 更新調査

下記により更新調査を行うこととする。

更新調査の実施主体	更新調査は市町村が実施することを基本とするが、必要に応じて林業普及指導員等の助言や協力を得て実施するものとする。
更新調査の時期	伐採を終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までに更新調査を行うものとする。
標準地の設定	<p>更新調査は、更新対象地ごとに、標準地調査により実施するものとし、以下により標準地を設定のうえ調査を行うものとする。</p> <p>①残存木が無い場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査区の設定 2m×10mの带状標準地の中に2m×2mの5プロットを設定 標準地の数 更新対象地2ha未満;带状標準地を4箇所以上、2ha以上4ha未満;带状標準地を6箇所以上、4ha以上;带状標準地を8箇所以上設定。 <p>②残存木がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査区の設定 残存木については20m×20mの標準地を設定。更新稚樹については上記①に準ずる。 標準地の数 残存木については更新対象地2ha未満;带状標準地を4箇所以上、2ha以上4ha未満;带状標準地を6箇所以上、4ha以上;带状標準地を8箇所以上設定。更新稚樹については上記①に準ずる。 <p>③群状や点状の伐採の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査区の設定 複数の更新対象地内に2m×2mのプロットを設定。 標準地の数 更新対象地2ha未満;プロット20箇所以上、2ha以上4ha未満;プロット30箇所以上、4ha以上;プロット40箇所以上設定。 <p>④標準地の選定</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準地は、更新対象地の中で将来の森林の姿に大きな影響を与える箇所や更新樹種が平均的な生育状況を示している箇所に設定する。尾根、中腹、沢など立地条件及び植生その他の自然条件に応じて複数の調査区を設定することが望ましい。
更新調査の内容	<p>更新調査にあたっては以下の内容について調査する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 成立本数として算入する更新樹種の樹種・稚樹高・本数 成立本数として算入しない更新樹種の樹種・稚樹高・本数 残存木の樹種、樹高、成立本数 更新対象地の面積 残存木の占める面積 主な競合植物の種類及び生育状況
更新調査の記録	更新調査の結果について、天然更新調査記録簿等により、必要事項を記録のうえ保管する。天然更新調査記録簿等の保管期間は、更新の完了を確認した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までを標準とする。

更新調査を省略することができる場合	以下に示す場合においては、更新調査を省略して更新の完了とすることができるものとする。なお、更新調査を省略した場合においては、更新調査を省略した理由を天然更新調査記録簿等に記録する。 <ul style="list-style-type: none"> 更新対象地の面積が 1ha 以下の場合(但し、他の連続する未更新の更新対象地との合計面積が 1ha を超える場合はこの限りでない) 電気事業者による線下伐採など、実態として明らかに不要木除去を目的とする伐採であると判断できる場合
-------------------	---

(7) 天然更新すべき立木の本数に満たない場合の対応

更新調査の結果、更新樹種の成立本数が、天然更新すべき立木の本数に満たない場合、市町村長は造林者に対して、下記により速やかに植栽または天然更新補助作業のいずれかを実施するよう指導するとともに、伐採を終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに、前項に準じて再度の更新調査を行うものとし、

天然更新すべき立木の本数に満たない場合の対応

基準の稚樹高未満となる更新稚樹を含めた立木度が3以上の場合	(5)による稚樹高未満の更新稚樹を含めることによって立木度が3以上となる場合には「天然更新補助作業」の実施を指導する。
基準の稚樹高未満となる更新稚樹を含めた立木度が3未満となる場合	(5)による稚樹高未満の更新稚樹を含めた場合であっても立木度が3未満となる場合には「植栽」もしくは「植込み」の実施を指導する。「植栽」による場合については、市町村森林整備計画における「人工造林に関する事項」に準じて実施するよう指導する。
その他	市町村長の判断により、必要と認められる場合には、上記によらず適宜必要な更新作業等の実施を指導できるものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

人工林については原則、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定するものとし、その所在を【別紙1】のとおり定める。

なお、【別紙1】に掲げた森林であっても、以下のいずれかの要件を満たす伐採であれば、その伐採に係る部分は「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」から除外されたものとする。

- 伐採方法が皆伐でない伐採（ただし、誘導伐における帯状皆伐及びそれに準じた方法により実施され、併せて更新補助作業が行われる皆伐については、皆伐でない伐採に相当するものとして扱う）
- 送電線下の伐採跡地であって、天然更新が確実に見込まれる場合
- 森林整備事業（造林補助事業）等公的補助事業により、更新補助作業が実施される場合
- 伐採区域ごとの面積が1ha以下の皆伐（天然更新が見込まれる場合）

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

(1) 更新に係る対象樹種

- ア 人工造林の場合：1の(1)による
- イ 天然更新の場合：2の(3)による

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

- 2(5)天然更新の対象樹種の期待成立本数による

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

人工林は、間伐の適期実施など適正な森林整備を実施するものとする。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

- 下層植生が消失しているなど過密となっている林分では、間伐を実施する。
- 森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、次に示す内容を基礎とし、既往における間伐の方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めるものとする。
- 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、下記の基準表を基に、間伐を行う際の規範として恵那市森林整備計画において定めるものとする。
- 間伐効果を長期間発揮させ育林コストの縮減等を図る観点から、気象被害等に十分注意した上で間伐率を30%以上にすることが望ましい。
- 崩壊地の上部は除間伐を集約的に実施し、林床植生の育成を促進する。
- 伐倒木及び林地残材が流出するおそれのある場合は、適切に流出防止対策を施すほか、林外への搬出や伐倒木の木柵等への利用を図るものとする。
- 特に土砂の流出路となる谷筋(高水位以下)においては、伐採した立木が谷筋に入らないようにする。
- 周辺環境に配慮すべき人工林や生育が悪く木材利用に向かない人工林等は、強度の間伐を進めることにより、将来的に天然林へ移行させる。

スギ育成単層林間伐基準表

樹種	生産目標 [植栽本数]	間伐区分	間伐時期 (年)	間伐本数	間伐率 (%)
スギ	心材樹・樹 [3,000本/ha]	第1回間伐	12～17	400~600	15～20
		第2回間伐	18～23	500~700	20～30
		第3回間伐	24～30	300~500	20～30

【参考】長伐期施業における間伐基準

樹種	生産目標 [植栽本数]	間伐区分	間伐時期 (年)	間伐本数	間伐率 (%)
スギ	大径材生産 (板材・樫材等) [3,000本/ha]	第1回間伐	12～16	500~700	20～25
		第2回間伐	18～22	500~700	25～30
		第3回間伐	27～31	400~600	25～35
		第4回間伐	38～42	300~400	25～35
		第5回間伐	58～62	200~300	25～40

ヒノキ育成単層林間伐基準表

樹種	生産目標 [植栽本数]	間伐区分	間伐時期 (年)	間伐本数	間伐率 (%)
ヒノキ	心材樹・造材樹 [3,000本/ha]	第1回間伐	12～17	600～800	20～30
		第2回間伐	18～23	400～600	20～30
		第3回間伐	24～30	300～500	20～30

【参考】長伐期施業における間伐基準

樹種	生産目標 [植栽本数]	間伐区分	間伐時期 (年)	間伐本数	間伐率 (%)
ヒノキ	大径材生産 (役材・材等) [3,000本/ha]	第1回間伐	17～21	500～700	20～25
		第2回間伐	25～29	400～600	20～25
		第3回間伐	33～37	400～600	25～35
		第4回間伐	48～52	350～450	30～35
		第5回間伐	68～72	150～250	20～30

■平均的な間伐の実施時期の間隔年数

標準伐期齢未満(人工植栽に係るもので樹種を問わない)	10年
標準伐期齢以上(人工植栽に係るもので樹種を問わない)	15年

■間伐実施に伴う冠雪害※1の発生の防止に関する指針

- 冠雪害危険度マップ※2において、危険地区として示されている区域内においては、耐冠雪害性の高い森林を育てるため、早めの間伐を実施する。

また、優勢木の平均形状比(樹高/胸高直径)が高い(概ね70以上)林分における急激な伐採は、冠雪害が発生する危険性が高いため、間伐を行う場合には、伐採率、施業後の林分形状、地形状況等を考慮し、必要に応じて巻き枯らし間伐の導入や弱度の間伐を繰り返し行い、形状比を徐々に低くしていくものとする。

ただし、巻き枯らし間伐は、森林病虫害の発生や不意の落枝・倒木による事故の恐れのある箇所では行わない。

※1 冠雪害：湿った雪が樹木に付着して、樹木が雪の重量を支えきれずに、折れ曲がったり倒れたりする被害のことを指す。

※2 冠雪害危険度マップ：冠雪害の発生する危険度が高い地域を示した地図のこと。現在、ホームページ「ぎふ ふおれナビ(公開型森林GIS)」において公開している。危険地区は、12月から3月の4ヶ月間を対象に、過去10年間の気象データを調査し、降水量・最高気温・最低気温の3つの要件により判定されている。

【参考】「ぎふ ふおれナビ(公開型森林GIS)」アドレス：

「https://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/shinrin/shinrin-keikaku/11511/index_9948.html」

2 保育の作業種別の標準的な方法

種 類	樹種	実施年齢及び回数等
下 刈	ス ギ	植栽の年から5年間、年1回夏期に行う。
	ヒノキ	植栽の年から6年間、年1回夏期に行う。
つる切り	ス ギ	下刈終了後、3年目に1回を標準とする。
	ヒノキ	下刈終了後、2年間隔で2回を標準とする。
除 伐	ス ギ	下刈終了後、3年目に1回を標準とする。 なお、つる切りを同時に行うものとする。
	ヒノキ	下刈終了後、2年間隔で2回を標準とする。 なお、つる切りを同時に行うものとする。
枝 打	ス ギ ヒノキ	枝下高3.5m程度までを3回で打ち上げることを標準とする。具体的には、積雪の少ない地域では根元直径が6cm（2～4齡級）の時期から開始し、2回目以降の枝打は巻き込みが完了し、枝下径が6cmに生長したごとに行う。なお、枝打ち季節は、生育休止期である10月から3月とする。
雪起こし	ス ギ ヒノキ	造林地への降雪状況に応じ、倒伏木について、消雪後に行う。多雪地域（積雪1.0m以上）については、降雪状況にもよるが、毎年行う必要がある。

※ 本基準表は、一般的な目安を示したものであり、実行に当たっては画一的に行うことなく、立地条件、植栽木の生育状況及び生産目標等に即して効果的な作業時期、回数、方法を十分検討の上適切に実行するものとする。

3 その他必要な事項

(1) その他間伐及び保育に関する必要な事項

- 自然条件や生産目的に応じた適切な間伐及び保育を推進し、森林の健全性を確保する。
- 森林施業の集約化及び団地化や機械化を通じた効率的な間伐及び保育の森林整備を推進し、間伐材の利用促進を図るものとする。
- 施業の実施にあたっては周辺の自然環境に十分配慮し、森林の健全性を確保するよう努めるものとする。
- 伐倒木及び林地残材が流木化し、下流で橋梁等の埋塞による土砂・洪水氾濫被害を拡大させることが無いよう流木災害の発生の恐れがある森林では、現地の状況に応じて下刈り、除伐、間伐等の森林整備を進め、根系の発達を促し、林分を速やかに健全な状態に移行させることとする。

(2) 要間伐森林について

間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、これらを早急に実施する必要があるもの（以下、「要間伐森林」という。）について、必要に応じて要間伐森林である旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知することとします。

第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 指定区域の設定

水源涵養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源
地周辺の森林、水源林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存
する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図る
ための森林施業を推進すべき森林を【別表1】により定める。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔
の拡大、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

また、当該森林の伐期齢（伐期の延長を推進すべき森林、長伐期施業を推進すべき森林）の
下限については下表のとおりとし、森林の区域については、【別表2】により定める。

伐期の延長を推進すべき森林の伐期齢の下限

単位（伐期齢：年）

地 区	樹 種				その他 針葉樹	その他 広葉樹
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ		
恵那市全域	50	60	50	45	70	30

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

単位（伐期齢：年）

地 区	樹 種				その他 針葉樹	その他 広葉樹
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ		
恵那市全域	64	80	64	56	96	32

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

次の①～③の森林など、土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環
境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を【別表
1】により定める。

①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業をす べき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地
災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、
山地災害防止機能の評価区分が高い森林等

②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

住民の日常生活に密接な関わりを持つ森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が
高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林等

③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

このため、次の①～③の森林のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める旨、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定める。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林うち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持または造林のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進する。なお、長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限については下表のとおりとし、それぞれの森林の区域については、【別表2】により定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

単位 (伐期齢：年)

地 区	樹 種					
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	その他 広葉樹
恵那市全域	64	80	64	56	96	32

①地形の傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点をもっている箇所又は山腹の凹曲部等地表流水、地中水の集中流下する部分をもっている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所等の森林等

②都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等

③湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を【別表1】により定める。

(2) 森林施業方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

【別表1】

区分	森林の区域	面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	【概要図及び別表1-2による】	19,839.80
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	【概要図及び別表1-2による】	203.69
保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	【概要図及び別表1-2による】	130.11
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	【概要図及び別表1-2による】	149.72

※ 公益的機能別施業森林について概要図及び【別表1-2】において以下の通り読み替えるものとする。

「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」を「水源涵養機能維持増進森林」

「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」を「山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林」

「快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」を「快適環境形成機能維持増進森林」

「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」を「保健・文化機能維持増進森林」

「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」を「木材等生産機能維持増進森林」

【別表2】

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林		【別表2-2による】	19,649.15
長伐期施業を推進すべき森林		【別表2-2による】	323.44

複層林施業を推進すべき森林	択伐以外の方法による複層林施業	【別表2-2による】	176.98
	択伐による複層林施業	【別表2-2による】	16.03
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林			

3 その他必要な事項

水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に機能の発揮に必要な場合については、長伐期施業を推進すべき森林とし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

第5 森林配置計画の将来目標区分に関する事項

1 基本的な考え方

森林配置計画に関する基本的な考え方は、次のとおりとする。

- ① 森林配置計画は恵那市森林整備計画の対象となる民有林を対象とする。
- ② 将来目標区分は、原則林班を単位として設定するものとする。ただし、準林班単位で、明らかに状況が異なり、それぞれの基準を満たす場合は準林班単位で設定することができる。
- ③ 林班ごとの将来目標区分は、第2項に示す設定に関する基準に基づき、地域の実情を踏まえて設定する。
- ④ 将来目標区分が定まらない林班は白地とすることができる。
- ⑤ 将来目標区分の設定は、森林経営計画の認定や林内路網の整備などの状況の変化により適宜見直すこととする。

2 将来目標区分の設定に関する基準

将来目標区分の設定に関する基準については、以下の基準で定めることとする。

(1) 木材生産林及び環境保全林

木材生産林の設定にあたっては、客観的に木材生産に適した森林であることを基本とし、長期的な木材生産に関する計画の有無についても考慮するものとする。また、環境保全林については、木材生産林以外とし公益的機能の発揮を重視すべき森林を基本とします。

① 客観的指標による木材生産適地の抽出

県が整備する森林簿データを用いて、図Ⅱ-5-2-1に示す条件および手順によりあてはめる林小班を木材生産適地として抽出する。

なお、以下の条件については、木曾川地域森林計画に示す基準を変更して設定する。

- ・条件3 市内の現状では、200mまでの搬出が効率よく実施できるため、②林道からの距離を200m未満とする。



図Ⅱ-5-2-1 木材生産適地の抽出条件および手順

② 木材生産適地に基づく木材生産林と環境保全林の判定

①で抽出した木材生産適地及び森林経営計画策定区域の林班面積に占める割合によって表Ⅱ-5-2-1 のとおり判定する。

表Ⅱ-5-2-1 木材生産林と環境保全林の判定表

木材生産適地の割合 (%)	森林経営計画策定区域の割合 (%)	設定する将来目標区分
50%以上	—	木材生産林
30%以上50%未満	50%以上	木材生産林
	50%未満	環境保全林
30%未満	—	環境保全林

なお、上記判定に関わらず対象森林の現況が一致していない場合は、以下の手順により判定を精査し、森林配置を決定する。

【地域の特殊事情などにより市独自判断が必要になった場合の手順】

- ① 恵那市は対象森林の現状を把握・調査し、変更が必要な理由を明らかにした上で恵那農林事務所の意見を聞く。
- ② 恵那農林事務所は意見照会のあった対象森林について、恵那市と共に現地調査などを実施し、森林区分の変更の可否などについて意見する。
- ③ 恵那市は恵那農林事務所の意見を参考に、有識者の意見を聞いた上で、変更の可否を判断する。

(2) 観光景観林

- ① 恵那市が観光振興上重要であると認める森林
- ② 県や市町村が愛称を付けた道路であって、沿道に観光スポットなどが断続的にあるなど、「観光道路」として位置づけられる道路沿いの森林
- ③ 景観的価値が高い森林又はその可能性がある森林
- ④ 景観法に基づく景観計画において、景観重点区域に指定されている区域にある森林
- ⑤ 地域として森林景観を維持する体制が整っている、またはその予定がある森林
- ⑥ 沿道に近接する林縁から尾根までの区域

(3) 生活保全林

- ① 倒木等の危険防止や野生動物の被害の軽減のために整備を必要とする森林など、住民の生活環境保全上重要である森林
- ② 集落（農地等を含む）や生活道路など保全すべき対象に隣接する森林
- ③ 林縁から概ね 30m以内の森林

3 将来目標区分の設定

第2項により設定された区域を【別表3】に示す。

第6 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 作業路網の整備に関する事項

(1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム並びに作業路網等整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

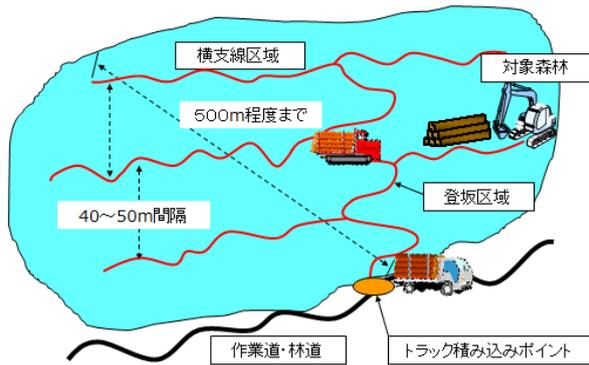
林道と施業対象地を有機的に接続し、保育、間伐等の集約的な施業を確保するために作業道（路）の整備を促進する。特に所有規模が小さく、一体的な施業の実施が期待される地域にあつては、森林所有者等が共同して作業道（路）を開設、利用管理を行うなど効率的な路網の整備に努める。そのために必要な山土場、機材管理施設、災害防止施設、その他森林整備に必要な施設の整備を推進し、作業の効率化及び施設コストの低減に努め、災害に強く、安全に走行ができる道づくりを進めるものとする。

(路網密度水準表)

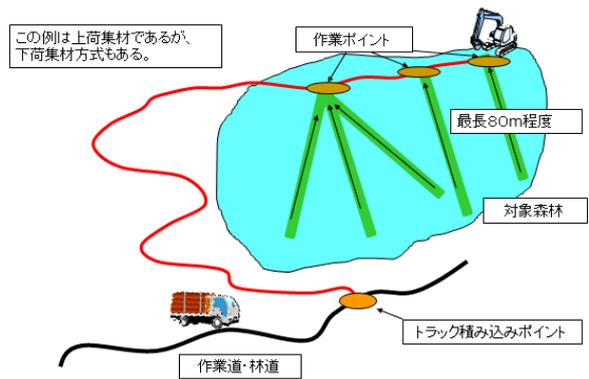
区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系 作業システム	35以上	65以上	100以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系 作業システム	25以上	50以上	75以上
	架線系 作業システム	25以上		25以上
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系 作業システム	15以上	45以上	60以上
	架線系 作業システム	15以上		15以上
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5以上		5以上

※ 路網密度水準については、木材搬出を予定箇所へ適用し、尾根、溪流、天然林等除地には適用しません。

◎車両系作業システムのイメージ



◎架線系作業システムのイメージ



路網整備水準と作業システムの考え方を踏まえ、基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を設定する。

路網整備等推進区域	面積 (ha)	開設予定路線名	開設予定延長 (m)	対図番号	備考
上矢作町字乙沢	146.86	船岩線	3,000		利用区域 86.3ha

(2) 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

ア 基幹路網に関する事項

① 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整第60号林野庁長官通知）を基本として、岐阜県林道設計指針、岐阜県林業専用道作設指針、岐阜県森林作業道作設指針に則り開設する。

② 基幹路網の整備計画

開設/拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 (m) 及び箇所数	利用区域面積 (ha)	前半5カ年の計画箇所	対図番号
開設	自動車道	指定林道	恵那市	三森山線	3,000	546	○	恵那市-1-開設
開設	自動車道	指定林道	恵那市	三森山線	3,000			恵那市-2-開設
開設	自動車道	林業専用道	恵那市	赤又駄線	2,000	20	○	恵那市-1-専用道
開設	自動車道	指定林道 林業専用道	恵那市	船岩線	3,000	76	○	恵那市-2-専用道

			前期	3	8,000			
			後期	1	3,000			
開設計				4	11,000			
拡張(改良)	自動車道		恵那市	追沢線	4	110	○	恵那市-1-改良
拡張(改良)	自動車道		恵那市	川向線	6	334	○	恵那市-2-改良
拡張(改良)	自動車道		恵那市	寺洞線	6	49	○	恵那市-3-改良
拡張(改良)	自動車道		恵那市	笠置山線	5	511	○	恵那市-4-改良
拡張(改良)	自動車道		恵那市	暗井沢線	5	1,040	○	恵那市-5-改良
拡張(改良)	自動車道		恵那市	金吾里線	5	89	○	恵那市-6-改良
拡張(改良)	自動車道		恵那市	暗井沢線	3			恵那市-7-改良
拡張(改良)	自動車道		恵那市	金吾里線	3			恵那市-8-改良
			前期	6	31			
			後期	2	6			
拡張(改良)計				8	37			
拡張(舗装)	自動車道		恵那市	番屋線	800	173	○	恵那市-1-舗装
拡張(舗装)	自動車道		恵那市	落倉線	1,000	53	○	恵那市-2-舗装
拡張(舗装)	自動車道		恵那市	木根中島線	3,000	207	○	恵那市-3-舗装
拡張(舗装)	自動車道		恵那市	白坂線	2,100	80	○	恵那市-4-舗装
拡張(舗装)	自動車道		恵那市	河上瀬線	1,500	90	○	恵那市-5-舗装
拡張(舗装)	自動車道		恵那市	寺洞線	500	49	○	恵那市-6-舗装
拡張(舗装)	自動車道		恵那市	大沢谷線	1,200	124	○	恵那市-7-舗装
拡張(舗装)	自動車道		恵那市	大沢線	2,000		○	恵那市-8-舗装
拡張(舗装)	自動車道		恵那市	道上線	700		○	恵那市-9-舗装
拡張(舗装)	自動車道		恵那市	太田線	1,600		○	恵那市-10-舗装

拡張（舗装）	自動車道		恵那市	木根中島線	200			恵那市-11-舗装
拡張（舗装）	自動車道		恵那市	大沢線	1,000			恵那市-12-舗装
			前期	10	14,400			
			後期	2	1,200			
拡張（舗装）計				12	15,600			

位置については、概要図にて図示する。

イ 細部路網の整備に関する事項

①細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設については、必要最小限度の開設となるように将来の利用を想定した計画的な路網配置及び必要十分な規格となるように努めるとともに路網の位置、作設工法及び残土の処理等にあたり林地の保全に支障のないよう次のとおり配慮し、災害に強く低コストでかつ安全に走行できる道づくりを進める。また、基幹路網との関連や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整第656号林野庁長官通知）を基本として、岐阜県が定める森林作業道作設指針に則り開設する。

②その他必要な事項

以下に計画上の留意事項と施工上の留意事項を示す。

（計画上の留意事項）

森林作業道の開設は、必要最小限度の開設となるように、将来の利用を想定した計画的な路網配置及び必要十分な規格となるように努めるとともに、路網の位置、作設工法及び残土の処理等にあたり林地の保全に支障のないよう次のとおり配慮し、災害に強く低コストでかつ安全に走行できる道づくりを進める。

崩壊地、崖錐地、急傾斜地など地形・地質条件が悪く、崩壊の危険が大きい箇所では、路網や土場の設置を避ける。特に建物や水源地等重要な保全対象が直下にある場所での路網整備や土場の設置にあたっては、特に注意深く開設するとともに適正かつ丁寧な維持管理に努める。



森林作業道の開設にあたっては、間伐をはじめとする森林整備、木材生産のために継続的な使用に耐えられるよう、地形に沿った線形で堅固な土構造を基本とし、作設費用を抑えつつ、丈夫で利用しやすい構造となるよう配慮する。

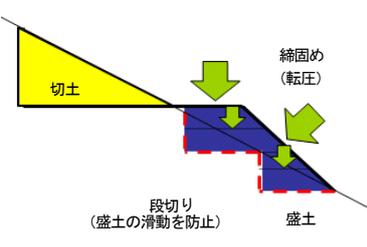
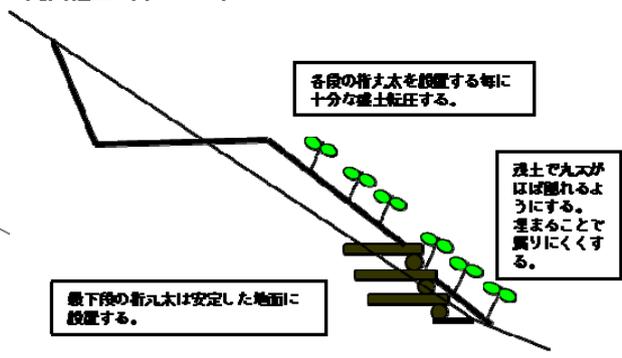
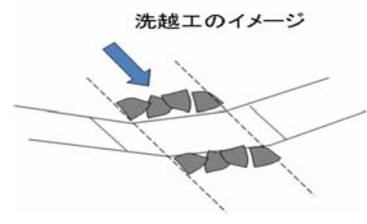
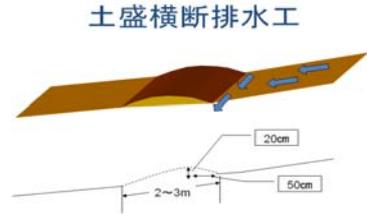
森林作業道の配置にあたっては、図面と現地踏査により、伐採現場の地形、地質、湧水、

地割れの有無等をよく確かめる。また、集材方法や使用機械に応じた必要最小限の無理のない配置計画とする。

(施工上の留意事項)

森林作業道の開設は、岐阜県森林作業道作設指針等に基づき開設するものとし、その森林作業道が恒久的な使用に供する基幹的な森林作業道となる場合は、縦断勾配、曲線半径等が、林道規程に準ずるものになるよう努める。

- 施工開始後も土質や水の流れの状態には十分に注意を払い、路網がより良いものとなるよう、必要に応じて計画の変更を行う。
- 森林作業道開設にあたっては、特に次に配慮する。

区分	配慮すべき事項
路網	<p>谷川を横断する箇所ができるだけ少なくなるように配置する。 横断する場合は、谷川の勾配が緩く、両岸にゆとりがある場所を選定する。</p>
切土高	<p>できる限り低くするとともに、土質に応じた適正な勾配で切り取る。</p>
盛土高	<p>できる限り低くするとともに、地山に応じて安定した勾配で施工する。</p>
盛土の施工	<p>「段切り」や「締固め」を行う。 急斜面では構造物を設置するなど安定を図る。</p> <div style="text-align: center;">  <p>丸太組工 (イメージ)</p>  <p>各段の積丸太を設置する毎に十分な盛土転圧する。</p> <p>最下段の新丸太は安定した地面に設置する。</p> <p>残土で丸太がはばかれるようにする。埋まることで廣りにくくする。</p> </div>
排水施設	<p>管渠は豪雨や維持管理不足等により土石や流木等が詰まりやすく、結果として路体の流出・崩壊や土石流の原因となる事例が多いため、流量の少ない谷では洗越工を基本とする。</p> <div style="text-align: right;">  <p>洗越工のイメージ</p> </div>
路面水の処理	<p>土盛横断排水工などを施工するとともに、路面水が集中しないよう分散排水をする。 排水する箇所は、できるだけ安定した場所（尾根がかった所）を選んで設置する。</p> <div style="text-align: right;">  <p>土盛横断排水工</p> </div>

残土処理	土砂流出防止の措置をとる等、適正に処理する。また残土場は谷筋ではなく、安定した地山の箇所とする。
------	--

(3) 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

2 その他必要な事項

(1) 水源林における林道整備等の基本的な考え方

森林内の路網は、間伐等の森林整備を推進し、木材を効率的に搬出していくために必要な施設であるが、地形や地質などの条件を無視した安易な開設は大雨等による浸食、損壊を引き起こし、森林の荒廃につながる危険性がある。

そこで、特に水源林の区域内における路網整備にあたっては、次の事項に留意するものとする。

ア 計画上の留意事項

取水施設に近接して開設を行う場合は、地元と十分調整を図ること。

水源林内に路網を整備する場合は、地形、地質等の状況を詳細に調査・把握し、大雨などにより浸食や損壊を引き起こす危険性の高い箇所での開設は避ける。また、希少な野生動植物の生息、生育箇所、文化財、地域の生活環境(取水源の有無など)の保護、保全、維持に配慮し、状況に応じて、開設の中止、線形の変更、必要な対策を講じる。

整備する路網の種類(林道、林業専用道、森林作業道等)、及びそれぞれの規格、配置は、森林整備を進める上で必要十分な規格とし、開設による森林への影響の軽減に努める。

イ 施工上の留意事項

路網の施工中は、梅雨期、台風など、まとまった降雨が予想される時期、また降雨中や降雨直後の施工を避けるなど、土砂の流出や濁水の発生未然防止、軽減を図ること。

路網の線形、構造は、地形に沿った形とすることで地形の改変を極力抑え、残土の発生を抑える。また、盛土により整備する箇所については、十分な締め固めを行い、繰り返しの使用に耐える壊れにくい構造とする。

開設により裸地化した箇所(法面)は、浸食、崩壊が発生しないよう種子吹き付け等、法面の保護を実施する。

雨水による路体の浸食を防止するため、小まめな排水に心がけ、排水施設を適切に整備する。

ウ 維持・管理上の留意事項

開設後は、定期的に点検し、浸食、損壊、濁水発生未然防止に努める。

降雨時や降雪時には濁水が発生しやすくなるため、出来るだけ車両の通行を避ける。また、既設未舗装路網を通行する際にも濁水が発生しやすくなるため、利用する路網の状態を十分に確認し、出来るだけ通行を避けるとともに、通行する際には、濁水防止対策を実施する。

森林作業道は、森林整備のために特定の人が利用する道であり、一般の用に供しない施設であることから、入口部分にはゲートを設けるなどし、事故、不法投棄の防止策を講じる。

第7 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営については、森林所有者等への働きかけ、情報の提供などの普及啓発活動、地域協議会の開催を積極的に行い、意欲ある森林所有者・森林組合・林業事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すこととする。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策

小規模・分散化している施業地をまとめ団地化することにより、スケールメリットを活かした効率的な施業の実施が可能となる。このため、市職員、集落のリーダー、森林施業プランナー、フォレスター等が連携を図り、「えなの森林づくり推進委員会」の活動を推進し、集落、市、県域など地域単位での合意形成の場をつくり、森林施業の共同化、さらには「森林経営計画制度」などを活用して、小規模・零細な森林所有者から意欲のある森林所有者等に森林経営の推進を促す。

併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図る。

3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託等を行う場合、長期にわたり森林を経営していく観点からも、伐採作業だけでなく、伐採後の植栽から保育作業まで一連の森林施業を実施、もしくは経営の受託を実施するよう努めなければならない。また、経営の受託にあたっては、施業しない森林についても森林保護に関する巡視活動も実施しなければならない。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税（仮称）を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

第8 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

間伐をはじめとする森林施業を計画的に実施するため、林業普及指導員、市、森林組合、森林所有者が連携し、地域ぐるみで推進体制を整備するとともに、各地区に集落リーダーを配置し、集落単位で森林施業の共同実施、施業の委託等の共同化を促進する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

市内に設定した下記に示す森林施業共同化重点的实施地区において、共同施業の実施にあたっては、市及び森林組合による普及啓発活動を通じて、森林所有者間における施業実施協定の締結の促進を図る。

なお、実施地区内での具体的な施業は、市、森林組合及び林業改良指導員が中心となり、各地区で検討会を開催して間伐や広葉樹の育成に配慮した施業を普及していく。

また、小規模な森林所有者及び不在村森林所有者が多い地区では、森林組合との施業の受委託を行う体制づくりを実施する。

○森林施業共同化重点的实施地区の設定計画

地 区	地 区 の 所 在	区域面積 (ha)	対図番号
飯地	飯地町	1,585	1
中野方	中野方町	1,860	2
笠置	笠置町	1,674	3
東野	東野	1,183	4
長島	長島町	1,703	5
大井	大井町	420	6
武並	武並町	1,228	7
三郷	三郷町	1,548	8
合 計		11,201	

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者が共同で、森林施業計画を作成する場合には、次の事項を旨として作成すること。

ア 森林施業を共同で実施する者（以下「共同施業実施者」という。）全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で又は意欲ある林業事業者等への共同委託により実施すること。

イ 作業路網その他の施設の維持運営は共同施業実施者の共同により実施すること。

ウ 共同施業実施者が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同施業実施者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の共同施業実施者が果たすべき責務等を明らかにすること。

エ 共同施業実施者の合意の下、施業実施協定の締結に努めること。

第9 その他森林整備の方法に関し必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方向

今後の森林施業の実施に必要な労働力を確保するため、森林組合の作業班を中心に就労条件の整備、労働安全衛生の確保、生活基盤の整備を図り、森林技術者の新規参入又は、

定着化に努める。

(2) 林業労働者及び林業後継者の育成方策

ア 林業労働者の育成

森林技術者に対する各種研修を実施することにより、技術の向上、多能化を進めると共に、地域での森林施業を通して林業技術の習得を図る。

イ 林業後継者等の育成

県と協力して、経営及び技術の普及を図ると共に、学校林等を活用した小中学生の林業体験を通じて、林業の必要性の理解と浸透を図る。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

生産性の向上及び労働強度の軽減を図るため、高性能林業機械を利用した作業システムを導入する。導入にあたり、機械作業の普及宣伝、林業機械オペレーターの養成、機械の共同利用といった体制整備を進めると共に、機械作業に必要となる路網等の施設の整備に努める。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

(現 状)			
作業の種類		作 業 シ ス テ ム	
伐倒集材	造材	チェーンソー	(伐倒) → (集材) → (造材) チェーンソー 集材機 プロセッサ、グラップルソー 自走式搬機 チェンソー
造林保育等		(地拵え、下刈り) 人力、刈払機、チェーンソー	
		(枝打ち) 人力、自動枝打機	
(将 来)			
作業型	傾斜	集材距離	作 業 シ ス テ ム
道ばた系	—	0～25m	(伐倒) → (木寄せ) → (造材) → (トラック積載) チェーンソー グラップル プロセッサ グラップル 【全木集材】 全木
車両系	35°未満	0～25m	(伐倒) → (木寄せ) → (造材) → (搬出) → (トラック積載) チェーンソー グラップル プロセッサ フォワーダ グラップル 【短幹集材】 全木
(200m程度までの簡易作業路を開設)			
架線系	15°以上	25～100m	(伐倒) → (搬出) → (木寄せ) → (造材) → (トラック積載) チェーンソー スイングヤーダ グラップル プロセッサ グラップル 【全木集材】 全木
従来系	—	200(100)～400m	(伐倒・枝払い) → (搬出) → (玉切り) → (トラック積載) チェーンソー 集材機 プロセッサ グラップル 【全幹集材】 全幹 *玉切り作業は土場で実施
造林保育等			(地拵え、下刈り) 人力、刈払機、チェーンソー

	(枝打ち) 人力、自動枝打機
--	-------------------

※ 作業の種類欄には、必要に応じて、伐倒、造材、集材その他の作業種を記載する。

※ 現状及び将来欄には、林業機械名を記載する。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現状(参考)			計画			備考
	位置	規模	対象 番号	位置	規模	対象 番号	
ほだ場	長島町	2,000 m ²	●①				恵那たんぼぼ作業所
原木市場	長島町	38,000 m ²	●②				岐阜県森林組合連合会
製材工場	武並町	4,000 m ²	●③				恵那小径木加工所
木製品販売所	長島町	12,000 m ²	●④				木-Point
木の駅	中野方町	5,000 m ²	●⑤				笠周地域木の駅実行委員会
木の駅	山岡町	1,500 m ²	●⑥				やまおか木の駅実行委員会
木の駅	串原	1,500 m ²	●⑦				くしはら木の駅実行委員会
木の駅	三郷町	1,500 m ²	●⑧				えなにし木の駅実行委員会

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林業の適確な育成を図るために、対象鳥獣であるニホンジカに対して、以下の対策を実施するものとする。

ア 植栽木の保護措置

保護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護器具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等について人工植栽が予定されている森林を中心に推進する。

イ 捕獲

森林被害がある場合は、わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるもの）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施し、森林保全に努める。

鳥獣害防止森林区域 別表 3

鳥獣害防止森林区域	対象林班	面積 (ha)
恵那地区	1～234	11,512.17
岩村地区	1～55	1,836.76
山岡地区	1～109	4,353.37
明智地区	1～110	5,438.17
串原地区	1～50	3,008.47
上矢作地区	1～228	8,080.88

第2 森林病虫害等の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除又は予防の方法等

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

ア 松くい虫被害対策

○保全すべき松林を重点的に、予防及び駆除事業を実施する。

イ カシノナガキクイムシ被害対策

○保全すべき森林の予防及び駆除事業を重点的に実施する。

2 鳥獣による森林被害対策の方法

○野生鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図り、森林被害のモニタリングや防護柵の設置等広域的な防除活動等を総合的に推進する。また、野生鳥獣との共存にも配慮した森林の整備及び保全を図る。

3 林野火災の予防の方法

○山火事等の森林被害を未然に防止するため、森林巡視や山火事予防の普及啓発等を実施する。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画を作成するにあたっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

- (1) IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- (2) IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- (3) IIの第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- (4) IIIの森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとします。

2 森林整備を通じた地域振興に関する事項

恵那市は、東濃ひのきの主産地であるので、市では木材利用拡大のため、地域材を活用した住宅建設の支援等を行っている。

また、森林施業に伴い生じる林地残材等の未利用材を自然エネルギーによる燃料として利活用を図るため、市民協働による未利用材の搬出を支援することで、地域の活性化と未整備森林の解消を目指す。

3 森林の総合利用の推進に関する事項

生活環境保全林等の施設を利用して都市住民との交流を促進し、地域の活性化を図る。

○森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	位置	規模	対 函 番 号
望郷の森	中野方町	63ha	●①
西行の森公園	長島町	5.4ha	●②
イワクラ公園	山岡町	14ha	●③
大正村明智の森	明智町	30ha	●④

4 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

市、各種団体を中心に、小・中学校をはじめとする青少年、一般住民に対して、森林の重要性を体験する研修会等を開催し、同時に森林・林業プログラムを取り組むことで、一般住民の森林づくりへの直接参加を推進する。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

人工林の現状とあるべき姿を知る「森の健康診断」への市民の参加をきっかけに都市住民との交流を図る。

5 その他必要な事項

(1) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

県や森林組合との連絡をより密にして、森林施業の技術及び知識の向上に努める。さらに、森林所有者への普及啓発活動を通じて、施業意欲の向上を図る。

(2) 市有林の整備に関する事項

市有林については、森林施業計画を樹立して間伐や保育を計画的に実施する。

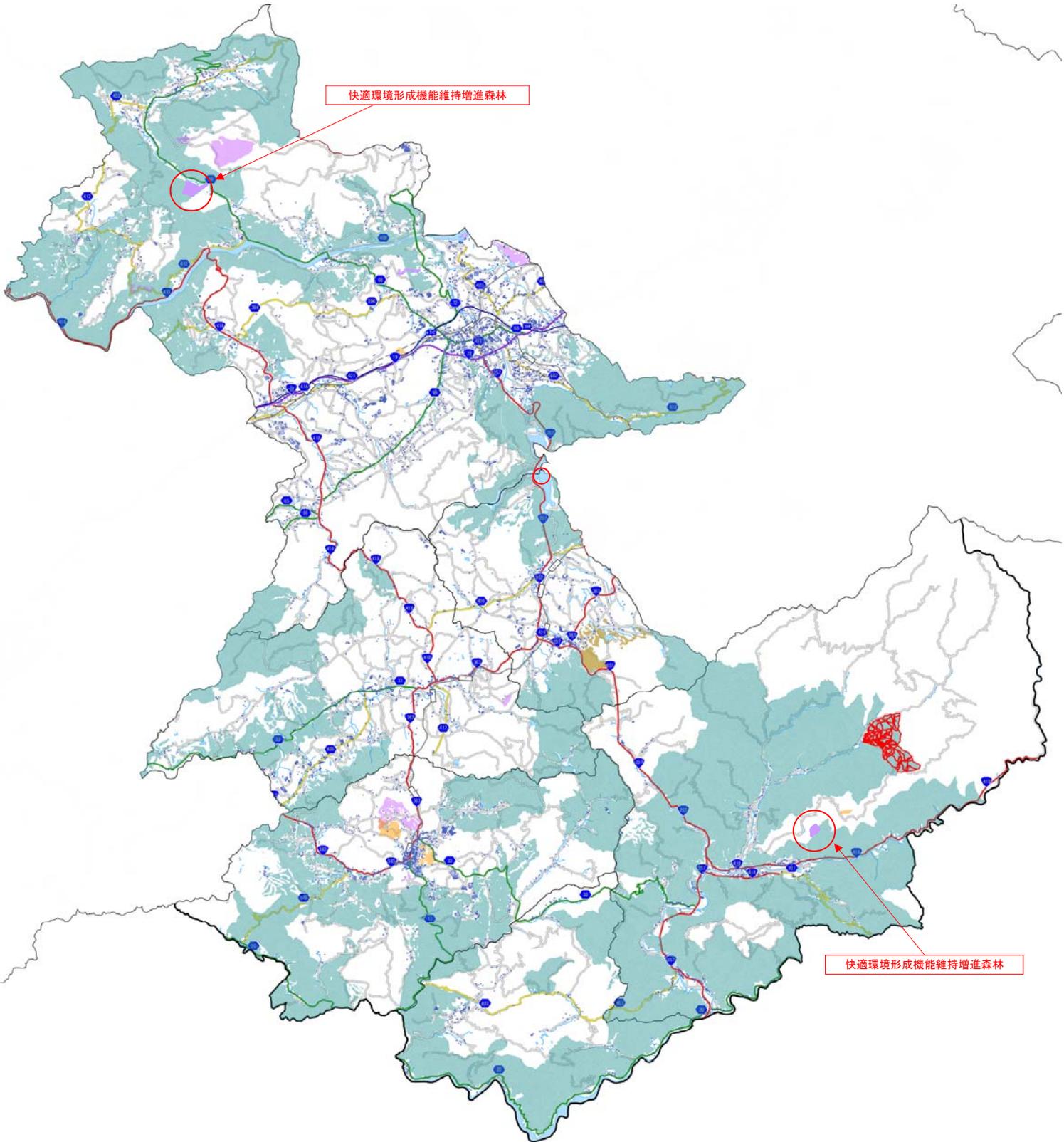
また、公益的機能別施業森林のうち、自然環境の保全等の観点から公益的機能が高いと認められる森林は、今後も引き続き公益的機能の維持、向上が図られるよう、保全を推進する。

(3) その他

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては当該制限に従って施業を実施する。

恵那市森林整備計画 ゾーニングマップ

- 水源涵養機能維持増進森林
- 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林
- 快適環境形成機能維持増進森林
- 保健文化機能維持増進森林
- 木材等生産機能維持増進森林
- 今回追加箇所



【別表3】 森林配置計画における将来目標区分の区域

(集計表)

区分	面積(ha)
木材生産林	12,368.08
環境保全林	21,861.74
観光景観林	5.24
生活保全林	13.72

旧市町村	林班	森林の将来目標区分				備考
		木材生産林	環境保全林	観光景観林	生活保全林	
恵那市－恵那市	1		○			
恵那市－恵那市	2		○			
恵那市－恵那市	3		○			
恵那市－恵那市	4		○			
恵那市－恵那市	5		○		○	生活保全林 2.3ha
恵那市－恵那市	6		○			
恵那市－恵那市	7		○			生活保全林 0.29ha
恵那市－恵那市	8	○				生活保全林 0.12ha
恵那市－恵那市	9	○				
恵那市－恵那市	10	○				生活保全林 0.70ha
恵那市－恵那市	11		○			生活保全林 0.74ha
恵那市－恵那市	12		○			生活保全林 0.33ha
恵那市－恵那市	13		○			生活保全林 2.23ha
恵那市－恵那市	14		○			生活保全林 0.29ha
恵那市－恵那市	15		○			
恵那市－恵那市	16		○			
恵那市－恵那市	17	○				生活保全林 0.23ha
恵那市－恵那市	18	○				
恵那市－恵那市	19		○			
恵那市－恵那市	20		○			
恵那市－恵那市	21	○				生活保全林 0.10ha
恵那市－恵那市	22	○				
恵那市－恵那市	23		○			生活保全林 1.03ha
恵那市－恵那市	24	○				
恵那市－恵那市	25		○			
恵那市－恵那市	26		○			
恵那市－恵那市	27		○			
恵那市－恵那市	28		○		○	生活保全林 1.7ha
恵那市－恵那市	29	○			○	生活保全林 0.91ha
恵那市－恵那市	30	○			○	生活保全林 1.20ha
恵那市－恵那市	31	○				生活保全林 0.20ha
恵那市－恵那市	32	○				
恵那市－恵那市	33		○			
恵那市－恵那市	34		○			
恵那市－恵那市	35		○			
恵那市－恵那市	36		○			
恵那市－恵那市	37		○			
恵那市－恵那市	38		○			
恵那市－恵那市	39		○			
恵那市－恵那市	40		○			独自基準
恵那市－恵那市	41		○			独自基準
恵那市－恵那市	42	○				
恵那市－恵那市	43	○				
恵那市－恵那市	44	○				
恵那市－恵那市	45	○				
恵那市－恵那市	46	○				
恵那市－恵那市	47	○				
恵那市－恵那市	48	○				
恵那市－恵那市	49	○				

旧市町村	林班	森林の将来目標区分				備考
		木材生産林	環境保全林	観光景観林	生活保全林	
恵那市－恵那市	50	○				
恵那市－恵那市	51		○			
恵那市－恵那市	52		○			
恵那市－恵那市	53	○				
恵那市－恵那市	54	○				
恵那市－恵那市	55	○				
恵那市－恵那市	56	○				
恵那市－恵那市	57	○				
恵那市－恵那市	58	○				
恵那市－恵那市	59	○				
恵那市－恵那市	60	○				
恵那市－恵那市	61	○				
恵那市－恵那市	62	○				
恵那市－恵那市	63	○				
恵那市－恵那市	64	○				
恵那市－恵那市	65	○				
恵那市－恵那市	66		○			
恵那市－恵那市	67		○			
恵那市－恵那市	68		○			
恵那市－恵那市	69		○			
恵那市－恵那市	70		○			
恵那市－恵那市	71		○			
恵那市－恵那市	72		○			
恵那市－恵那市	73		○			生活保全林 0.36ha
恵那市－恵那市	74		○			
恵那市－恵那市	75		○			
恵那市－恵那市	76		○			
恵那市－恵那市	77		○			
恵那市－恵那市	78		○			
恵那市－恵那市	79		○			
恵那市－恵那市	80		○			
恵那市－恵那市	81	○				
恵那市－恵那市	82	○				
恵那市－恵那市	83	○				
恵那市－恵那市	84	○				
恵那市－恵那市	85		○			
恵那市－恵那市	86		○			
恵那市－恵那市	87		○			
恵那市－恵那市	88		○			
恵那市－恵那市	89	○				
恵那市－恵那市	90		○			
恵那市－恵那市	91		○			
恵那市－恵那市	92		○			
恵那市－恵那市	93	○				
恵那市－恵那市	94	○				
恵那市－恵那市	95		○			
恵那市－恵那市	96		○			
恵那市－恵那市	97		○			
恵那市－恵那市	98	○				
恵那市－恵那市	99		○			
恵那市－恵那市	100		○			
恵那市－恵那市	101		○			
恵那市－恵那市	102		○			
恵那市－恵那市	103		○			
恵那市－恵那市	104	○				
恵那市－恵那市	105	○				
恵那市－恵那市	106	○				
恵那市－恵那市	107		○			

旧市町村	林班	森林の将来目標区分				備考
		木材生産林	環境保全林	観光景観林	生活保全林	
恵那市－恵那市	108		○			
恵那市－恵那市	109		○			
恵那市－恵那市	110		○			
恵那市－恵那市	111		○			
恵那市－恵那市	112	○				
恵那市－恵那市	113		○			
恵那市－恵那市	114		○			
恵那市－恵那市	115	○				
恵那市－恵那市	116		○			
恵那市－恵那市	117	○				
恵那市－恵那市	118		○			
恵那市－恵那市	119		○			独自基準
恵那市－恵那市	120		○			独自基準
恵那市－恵那市	121		○			
恵那市－恵那市	122		○			
恵那市－恵那市	123		○			
恵那市－恵那市	124		○			
恵那市－恵那市	125	○				
恵那市－恵那市	126	○				
恵那市－恵那市	127		○			
恵那市－恵那市	128		○			
恵那市－恵那市	129		○			
恵那市－恵那市	130	○				
恵那市－恵那市	131		○			独自基準
恵那市－恵那市	132		○			
恵那市－恵那市	133		○			
恵那市－恵那市	134		○			
恵那市－恵那市	135		○			
恵那市－恵那市	136		○			
恵那市－恵那市	137		○			
恵那市－恵那市	138		○			
恵那市－恵那市	139		○			
恵那市－恵那市	140		○			
恵那市－恵那市	141		○			
恵那市－恵那市	142	○				
恵那市－恵那市	143		○			
恵那市－恵那市	144		○			
恵那市－恵那市	145		○			
恵那市－恵那市	146	○				
恵那市－恵那市	147		○			
恵那市－恵那市	148		○			
恵那市－恵那市	149		○			
恵那市－恵那市	150		○			
恵那市－恵那市	151		○			
恵那市－恵那市	152		○			
恵那市－恵那市	153		○			
恵那市－恵那市	154		○			
恵那市－恵那市	155	○				
恵那市－恵那市	156		○			
恵那市－恵那市	157	○				
恵那市－恵那市	158	○				
恵那市－恵那市	159		○			
恵那市－恵那市	160	○				
恵那市－恵那市	161	○				
恵那市－恵那市	162	○				
恵那市－恵那市	163	○				
恵那市－恵那市	164	○				
恵那市－恵那市	165	○				

旧市町村	林班	森林の将来目標区分				備考
		木材生産林	環境保全林	観光景観林	生活保全林	
恵那市－恵那市	166	○				
恵那市－恵那市	167		○			
恵那市－恵那市	168	○				
恵那市－恵那市	169		○			
恵那市－恵那市	170	○				
恵那市－恵那市	171	○				
恵那市－恵那市	172		○			
恵那市－恵那市	173		○			
恵那市－恵那市	174	○				
恵那市－恵那市	175		○			
恵那市－恵那市	176	○				
恵那市－恵那市	177		○			
恵那市－恵那市	178	○				
恵那市－恵那市	179		○			
恵那市－恵那市	180		○			
恵那市－恵那市	181		○			
恵那市－恵那市	182	○				
恵那市－恵那市	183	○				
恵那市－恵那市	184	○				
恵那市－恵那市	185	○				
恵那市－恵那市	186		○			
恵那市－恵那市	187		○			
恵那市－恵那市	188	○				
恵那市－恵那市	189	○				
恵那市－恵那市	190	○				
恵那市－恵那市	191		○			
恵那市－恵那市	192		○			
恵那市－恵那市	193		○			
恵那市－恵那市	194	○				
恵那市－恵那市	195		○			
恵那市－恵那市	196	○				
恵那市－恵那市	197		○			
恵那市－恵那市	198		○			
恵那市－恵那市	199	○				
恵那市－恵那市	200	○				
恵那市－恵那市	201		○			
恵那市－恵那市	202		○			
恵那市－恵那市	203	○				
恵那市－恵那市	204	○				
恵那市－恵那市	205	○				
恵那市－恵那市	206	○				
恵那市－恵那市	207	○				
恵那市－恵那市	208		○			
恵那市－恵那市	209		○			
恵那市－恵那市	210	○				
恵那市－恵那市	211	○				
恵那市－恵那市	212		○			
恵那市－恵那市	213		○			
恵那市－恵那市	214		○			
恵那市－恵那市	215		○			
恵那市－恵那市	216	○				
恵那市－恵那市	217	○				
恵那市－恵那市	218	○				
恵那市－恵那市	219		○			
恵那市－恵那市	220	○				
恵那市－恵那市	221	○				
恵那市－恵那市	222	○				
恵那市－恵那市	223		○			

旧市町村	林班	森林の将来目標区分				備考
		木材生産林	環境保全林	観光景観林	生活保全林	
恵那市－恵那市	224	○				
恵那市－恵那市	225	○				
恵那市－恵那市	226		○			
恵那市－恵那市	227		○			
恵那市－恵那市	228		○			
恵那市－恵那市	229		○			
恵那市－恵那市	230	○				
恵那市－恵那市	231	○				
恵那市－恵那市	232		○			
恵那市－恵那市	233		○			
恵那市－恵那市	234		○			
恵那市－岩村町	1		○			
恵那市－岩村町	2		○			
恵那市－岩村町	3		○			
恵那市－岩村町	4		○			
恵那市－岩村町	5		○			
恵那市－岩村町	6		○			
恵那市－岩村町	7		○			
恵那市－岩村町	8		○			
恵那市－岩村町	9	○				観光景観林 1.04ha
恵那市－岩村町	10		○			
恵那市－岩村町	11		○			
恵那市－岩村町	12	○				
恵那市－岩村町	13		○			
恵那市－岩村町	14	○				
恵那市－岩村町	15		○			
恵那市－岩村町	16	○				
恵那市－岩村町	17		○			
恵那市－岩村町	18	○				
恵那市－岩村町	19		○			
恵那市－岩村町	20	○				
恵那市－岩村町	21	○				
恵那市－岩村町	22		○			
恵那市－岩村町	23	○				
恵那市－岩村町	24	○				
恵那市－岩村町	25	○				
恵那市－岩村町	26	○				
恵那市－岩村町	27	○				
恵那市－岩村町	28	○				
恵那市－岩村町	29		○			
恵那市－岩村町	30	○				
恵那市－岩村町	31	○				
恵那市－岩村町	32	○				
恵那市－岩村町	33	○				
恵那市－岩村町	34	○				
恵那市－岩村町	35	○				
恵那市－岩村町	36	○				
恵那市－岩村町	37		○			
恵那市－岩村町	38		○			
恵那市－岩村町	39	○				
恵那市－岩村町	40		○			
恵那市－岩村町	41	○				
恵那市－岩村町	42		○			
恵那市－岩村町	43		○			
恵那市－岩村町	44		○			
恵那市－岩村町	45		○			
恵那市－岩村町	46		○			
恵那市－岩村町	47	○				

旧市町村	林班	森林の将来目標区分				備考
		木材生産林	環境保全林	観光景観林	生活保全林	
恵那市-岩村町	48	○				
恵那市-岩村町	49	○				
恵那市-岩村町	50	○				
恵那市-岩村町	51	○				
恵那市-岩村町	52		○			
恵那市-岩村町	53		○			
恵那市-岩村町	54		○			
恵那市-岩村町	55		○			
恵那市-山岡町	1	○				
恵那市-山岡町	2		○			
恵那市-山岡町	3		○			
恵那市-山岡町	4		○			
恵那市-山岡町	5		○			
恵那市-山岡町	6		○			
恵那市-山岡町	7	○				
恵那市-山岡町	8	○				
恵那市-山岡町	9	○				
恵那市-山岡町	10		○			
恵那市-山岡町	11		○			
恵那市-山岡町	12		○			
恵那市-山岡町	13		○			
恵那市-山岡町	14		○			
恵那市-山岡町	15		○			
恵那市-山岡町	16	○				
恵那市-山岡町	17		○			
恵那市-山岡町	18		○			
恵那市-山岡町	19		○			
恵那市-山岡町	20	○				
恵那市-山岡町	21	○				
恵那市-山岡町	22	○				
恵那市-山岡町	23	○				
恵那市-山岡町	24		○			
恵那市-山岡町	25		○			
恵那市-山岡町	26		○			
恵那市-山岡町	27		○			
恵那市-山岡町	28	○				
恵那市-山岡町	29		○			
恵那市-山岡町	30	○				
恵那市-山岡町	31	○				
恵那市-山岡町	32	○				
恵那市-山岡町	33	○				
恵那市-山岡町	34		○			
恵那市-山岡町	35		○			
恵那市-山岡町	36	○				
恵那市-山岡町	37	○				
恵那市-山岡町	38		○			
恵那市-山岡町	39	○				
恵那市-山岡町	40		○			
恵那市-山岡町	41		○			
恵那市-山岡町	42	○				
恵那市-山岡町	43		○			
恵那市-山岡町	44		○			
恵那市-山岡町	45		○			
恵那市-山岡町	46	○				
恵那市-山岡町	47		○			
恵那市-山岡町	48	○				
恵那市-山岡町	49	○				
恵那市-山岡町	50		○			

旧市町村	林班	森林の将来目標区分				備考
		木材生産林	環境保全林	観光景観林	生活保全林	
恵那市-山岡町	51	○				
恵那市-山岡町	52	○				
恵那市-山岡町	53	○				
恵那市-山岡町	54		○			
恵那市-山岡町	55	○				
恵那市-山岡町	56	○				
恵那市-山岡町	57	○				
恵那市-山岡町	58	○				
恵那市-山岡町	59	○				
恵那市-山岡町	60	○				
恵那市-山岡町	61	○				
恵那市-山岡町	62		○			
恵那市-山岡町	63	○				
恵那市-山岡町	64	○				
恵那市-山岡町	65		○			
恵那市-山岡町	66		○			
恵那市-山岡町	67	○				
恵那市-山岡町	68	○				
恵那市-山岡町	69		○			
恵那市-山岡町	70		○			
恵那市-山岡町	71		○			
恵那市-山岡町	72	○				
恵那市-山岡町	73	○				
恵那市-山岡町	74		○			
恵那市-山岡町	75	○				
恵那市-山岡町	76	○				
恵那市-山岡町	77		○			
恵那市-山岡町	78		○			
恵那市-山岡町	79		○			
恵那市-山岡町	80	○				
恵那市-山岡町	81	○				
恵那市-山岡町	82		○			
恵那市-山岡町	83		○			
恵那市-山岡町	84		○			
恵那市-山岡町	85	○				観光景観林 3.57ha
恵那市-山岡町	86		○			観光景観林 0.63ha
恵那市-山岡町	87		○			
恵那市-山岡町	88		○			
恵那市-山岡町	89		○			
恵那市-山岡町	90		○			
恵那市-山岡町	91		○			
恵那市-山岡町	92		○			
恵那市-山岡町	93		○			
恵那市-山岡町	94		○			
恵那市-山岡町	95		○			
恵那市-山岡町	96		○			
恵那市-山岡町	97		○			
恵那市-山岡町	98	○				
恵那市-山岡町	99		○			
恵那市-山岡町	100		○			
恵那市-山岡町	101	○				
恵那市-山岡町	102	○				
恵那市-山岡町	103	○				
恵那市-山岡町	104		○			
恵那市-山岡町	105		○			
恵那市-山岡町	106		○			
恵那市-山岡町	107	○				
恵那市-山岡町	108	○				

旧市町村	林班	森林の将来目標区分				備考
		木材生産林	環境保全林	観光景観林	生活保全林	
恵那市-山岡町	109		○			
恵那市-明智町	1		○			
恵那市-明智町	2		○			
恵那市-明智町	3		○			
恵那市-明智町	4		○			
恵那市-明智町	5		○			
恵那市-明智町	6	○				
恵那市-明智町	7		○			
恵那市-明智町	8		○			
恵那市-明智町	9		○			
恵那市-明智町	10		○			
恵那市-明智町	11		○			
恵那市-明智町	12		○			
恵那市-明智町	13		○			
恵那市-明智町	14		○			
恵那市-明智町	15		○			
恵那市-明智町	16		○			
恵那市-明智町	17		○			
恵那市-明智町	18		○			
恵那市-明智町	19	○				
恵那市-明智町	20		○			
恵那市-明智町	21		○			
恵那市-明智町	22		○			
恵那市-明智町	23		○			
恵那市-明智町	24		○			
恵那市-明智町	25		○			
恵那市-明智町	26	○				
恵那市-明智町	27	○				
恵那市-明智町	28	○				
恵那市-明智町	29	○				
恵那市-明智町	30		○			
恵那市-明智町	31		○			
恵那市-明智町	32		○			
恵那市-明智町	33	○				
恵那市-明智町	34	○				
恵那市-明智町	35	○				
恵那市-明智町	36	○				
恵那市-明智町	37	○				
恵那市-明智町	38	○				
恵那市-明智町	39	○				
恵那市-明智町	40		○			
恵那市-明智町	41	○				
恵那市-明智町	42		○			
恵那市-明智町	43		○			
恵那市-明智町	44		○			
恵那市-明智町	45		○			
恵那市-明智町	46	○				
恵那市-明智町	47		○			
恵那市-明智町	48		○			
恵那市-明智町	49		○			
恵那市-明智町	50	○				
恵那市-明智町	51		○			
恵那市-明智町	52		○			
恵那市-明智町	53		○			
恵那市-明智町	54		○			
恵那市-明智町	55		○			
恵那市-明智町	56	○				
恵那市-明智町	57	○				

旧市町村	林班	森林の将来目標区分				備考
		木材生産林	環境保全林	観光景観林	生活保全林	
恵那市－明智町	58		○			
恵那市－明智町	59		○			
恵那市－明智町	60		○			
恵那市－明智町	61		○			
恵那市－明智町	62		○			
恵那市－明智町	63		○			
恵那市－明智町	64		○			
恵那市－明智町	65		○			
恵那市－明智町	66	○				
恵那市－明智町	67	○				
恵那市－明智町	68	○				
恵那市－明智町	69		○			
恵那市－明智町	70	○				生活保全林 0.99ha
恵那市－明智町	71	○				
恵那市－明智町	72	○				
恵那市－明智町	73	○				
恵那市－明智町	74	○				
恵那市－明智町	75	○				
恵那市－明智町	76	○				
恵那市－明智町	77	○				
恵那市－明智町	78	○				
恵那市－明智町	79	○				
恵那市－明智町	80	○				
恵那市－明智町	81	○				
恵那市－明智町	82	○				
恵那市－明智町	83	○				
恵那市－明智町	84		○			
恵那市－明智町	85	○				
恵那市－明智町	86		○			
恵那市－明智町	87	○				
恵那市－明智町	88	○				
恵那市－明智町	89		○			
恵那市－明智町	90		○			
恵那市－明智町	91	○				
恵那市－明智町	92	○				
恵那市－明智町	93	○				
恵那市－明智町	94		○			
恵那市－明智町	95		○			
恵那市－明智町	96		○			
恵那市－明智町	97		○			
恵那市－明智町	98		○			
恵那市－明智町	99		○			
恵那市－明智町	100		○			
恵那市－明智町	101	○				
恵那市－明智町	102	○				
恵那市－明智町	103	○				
恵那市－明智町	104		○			
恵那市－明智町	105		○			
恵那市－明智町	106	○				
恵那市－明智町	107	○				
恵那市－明智町	108		○			
恵那市－明智町	109	○				
恵那市－明智町	110	○				
恵那市－串原	1	○				
恵那市－串原	2	○				
恵那市－串原	3		○			
恵那市－串原	4		○			
恵那市－串原	5		○			

旧市町村	林班	森林の将来目標区分				備考
		木材生産林	環境保全林	観光景観林	生活保全林	
恵那市一串原	6		○			
恵那市一串原	7		○			
恵那市一串原	8		○			
恵那市一串原	9		○			
恵那市一串原	10	○				
恵那市一串原	11	○				
恵那市一串原	12		○			
恵那市一串原	13	○				
恵那市一串原	14		○			
恵那市一串原	15		○			
恵那市一串原	16	○				
恵那市一串原	17		○			
恵那市一串原	18	○				
恵那市一串原	19		○			
恵那市一串原	20	○				ハ
恵那市一串原	20		○			独自基準 イ、ロ
恵那市一串原	21	○				
恵那市一串原	22	○				
恵那市一串原	23		○			
恵那市一串原	24	○				
恵那市一串原	25	○				
恵那市一串原	26		○			
恵那市一串原	27		○			
恵那市一串原	28	○				
恵那市一串原	29	○				
恵那市一串原	30	○				イ、ロ
恵那市一串原	30		○			独自基準 ハ
恵那市一串原	31		○			
恵那市一串原	32		○			
恵那市一串原	33		○			
恵那市一串原	34		○			
恵那市一串原	35		○			
恵那市一串原	36		○			
恵那市一串原	37		○			
恵那市一串原	38		○			
恵那市一串原	39		○			
恵那市一串原	40		○			
恵那市一串原	41		○			
恵那市一串原	42	○				
恵那市一串原	43		○			
恵那市一串原	44		○			
恵那市一串原	45		○			
恵那市一串原	46		○			
恵那市一串原	47		○			
恵那市一串原	48		○			
恵那市一串原	49		○			
恵那市一串原	50		○			
恵那市一上矢作町	1		○			
恵那市一上矢作町	2		○			
恵那市一上矢作町	3		○			
恵那市一上矢作町	4		○			
恵那市一上矢作町	5		○			
恵那市一上矢作町	6		○			
恵那市一上矢作町	7		○			
恵那市一上矢作町	8	○				
恵那市一上矢作町	9		○			
恵那市一上矢作町	10		○			
恵那市一上矢作町	11		○			

旧市町村	林班	森林の将来目標区分				備考
		木材生産林	環境保全林	観光景観林	生活保全林	
恵那市一上矢作町	12		○			
恵那市一上矢作町	13		○			
恵那市一上矢作町	14		○			
恵那市一上矢作町	15		○			
恵那市一上矢作町	16		○			
恵那市一上矢作町	17		○			
恵那市一上矢作町	18		○			
恵那市一上矢作町	19		○			
恵那市一上矢作町	20		○			
恵那市一上矢作町	21		○			
恵那市一上矢作町	22		○			
恵那市一上矢作町	23		○			
恵那市一上矢作町	24		○			
恵那市一上矢作町	25		○			
恵那市一上矢作町	26	○				
恵那市一上矢作町	27		○			
恵那市一上矢作町	28		○			
恵那市一上矢作町	29		○			
恵那市一上矢作町	30		○			
恵那市一上矢作町	31		○			
恵那市一上矢作町	32	○				
恵那市一上矢作町	33		○			
恵那市一上矢作町	34		○			
恵那市一上矢作町	35		○			
恵那市一上矢作町	36		○			
恵那市一上矢作町	37		○			
恵那市一上矢作町	38		○			
恵那市一上矢作町	39		○			
恵那市一上矢作町	40		○			
恵那市一上矢作町	41		○			
恵那市一上矢作町	42		○			
恵那市一上矢作町	43		○			
恵那市一上矢作町	44		○			
恵那市一上矢作町	45	○				
恵那市一上矢作町	46		○			
恵那市一上矢作町	47		○			
恵那市一上矢作町	48		○			
恵那市一上矢作町	49		○			
恵那市一上矢作町	50		○			
恵那市一上矢作町	51	○				
恵那市一上矢作町	52	○				
恵那市一上矢作町	53	○				
恵那市一上矢作町	54	○				
恵那市一上矢作町	55	○				
恵那市一上矢作町	56	○				
恵那市一上矢作町	57		○			
恵那市一上矢作町	58		○			独自基準
恵那市一上矢作町	59		○			独自基準
恵那市一上矢作町	60		○			
恵那市一上矢作町	61		○			
恵那市一上矢作町	62		○			独自基準
恵那市一上矢作町	63	○				
恵那市一上矢作町	64	○				
恵那市一上矢作町	65	○				
恵那市一上矢作町	66	○				
恵那市一上矢作町	67	○				
恵那市一上矢作町	68	○				
恵那市一上矢作町	69	○				

旧市町村	林班	森林の将来目標区分				備考
		木材生産林	環境保全林	観光景観林	生活保全林	
恵那市-上矢作町	70	○				
恵那市-上矢作町	71	○				
恵那市-上矢作町	72		○			
恵那市-上矢作町	73		○			
恵那市-上矢作町	74		○			
恵那市-上矢作町	75	○				
恵那市-上矢作町	76	○				
恵那市-上矢作町	77		○			
恵那市-上矢作町	78		○			
恵那市-上矢作町	79		○			
恵那市-上矢作町	80		○			
恵那市-上矢作町	81	○				
恵那市-上矢作町	82	○				
恵那市-上矢作町	83		○			
恵那市-上矢作町	84		○			
恵那市-上矢作町	85	○				
恵那市-上矢作町	86	○				
恵那市-上矢作町	87		○			
恵那市-上矢作町	88		○			
恵那市-上矢作町	89		○			
恵那市-上矢作町	90		○			
恵那市-上矢作町	91		○			
恵那市-上矢作町	92		○			
恵那市-上矢作町	93	○				
恵那市-上矢作町	94		○			
恵那市-上矢作町	95		○			
恵那市-上矢作町	96		○			
恵那市-上矢作町	97		○			
恵那市-上矢作町	98		○			
恵那市-上矢作町	99		○			
恵那市-上矢作町	100		○			
恵那市-上矢作町	101		○			
恵那市-上矢作町	102		○			
恵那市-上矢作町	103		○			
恵那市-上矢作町	104		○			
恵那市-上矢作町	105	○				
恵那市-上矢作町	106	○				
恵那市-上矢作町	107	○				
恵那市-上矢作町	108		○			
恵那市-上矢作町	109	○				
恵那市-上矢作町	110		○			
恵那市-上矢作町	111	○				
恵那市-上矢作町	112	○				
恵那市-上矢作町	113		○			
恵那市-上矢作町	114	○				
恵那市-上矢作町	115		○			
恵那市-上矢作町	116		○			
恵那市-上矢作町	117		○			
恵那市-上矢作町	118		○			
恵那市-上矢作町	119		○			
恵那市-上矢作町	120		○			
恵那市-上矢作町	121		○			
恵那市-上矢作町	122		○			
恵那市-上矢作町	123		○			
恵那市-上矢作町	124		○			
恵那市-上矢作町	125		○			
恵那市-上矢作町	126		○			
恵那市-上矢作町	127		○			

旧市町村	林班	森林の将来目標区分				備考
		木材生産林	環境保全林	観光景観林	生活保全林	
恵那市一上矢作町	128		○			
恵那市一上矢作町	129		○			
恵那市一上矢作町	130		○			
恵那市一上矢作町	131		○			
恵那市一上矢作町	132		○			
恵那市一上矢作町	133		○			
恵那市一上矢作町	134		○			
恵那市一上矢作町	135		○			
恵那市一上矢作町	136		○			
恵那市一上矢作町	137		○			
恵那市一上矢作町	138		○			
恵那市一上矢作町	139		○			
恵那市一上矢作町	140		○			
恵那市一上矢作町	141		○			
恵那市一上矢作町	142		○			
恵那市一上矢作町	143		○			
恵那市一上矢作町	144		○			
恵那市一上矢作町	145		○			
恵那市一上矢作町	146		○			
恵那市一上矢作町	147		○			
恵那市一上矢作町	148		○			
恵那市一上矢作町	149		○			
恵那市一上矢作町	150		○			
恵那市一上矢作町	151		○			
恵那市一上矢作町	152		○			
恵那市一上矢作町	153		○			
恵那市一上矢作町	154		○			
恵那市一上矢作町	155		○			
恵那市一上矢作町	156		○			
恵那市一上矢作町	157		○			
恵那市一上矢作町	158		○			
恵那市一上矢作町	159	○				
恵那市一上矢作町	160	○				
恵那市一上矢作町	161		○			
恵那市一上矢作町	162		○			
恵那市一上矢作町	163		○			
恵那市一上矢作町	164		○			
恵那市一上矢作町	165		○			
恵那市一上矢作町	166		○			
恵那市一上矢作町	167		○			
恵那市一上矢作町	168		○			
恵那市一上矢作町	169		○			
恵那市一上矢作町	170		○			
恵那市一上矢作町	171	○				
恵那市一上矢作町	172	○				
恵那市一上矢作町	173		○			
恵那市一上矢作町	174		○			
恵那市一上矢作町	175	○				
恵那市一上矢作町	176		○			
恵那市一上矢作町	177		○			
恵那市一上矢作町	178		○			
恵那市一上矢作町	179		○			
恵那市一上矢作町	180		○			
恵那市一上矢作町	181		○			
恵那市一上矢作町	182		○			
恵那市一上矢作町	183		○			
恵那市一上矢作町	184		○			
恵那市一上矢作町	185		○			

旧市町村	林班	森林の将来目標区分				備考
		木材生産林	環境保全林	観光景観林	生活保全林	
恵那市－上矢作町	186		○			
恵那市－上矢作町	187		○			
恵那市－上矢作町	188		○			
恵那市－上矢作町	189		○			
恵那市－上矢作町	190		○			
恵那市－上矢作町	191		○			
恵那市－上矢作町	192		○			
恵那市－上矢作町	193		○			
恵那市－上矢作町	194		○			
恵那市－上矢作町	195		○			
恵那市－上矢作町	196		○			
恵那市－上矢作町	197		○			
恵那市－上矢作町	198		○			
恵那市－上矢作町	199		○			
恵那市－上矢作町	200		○			
恵那市－上矢作町	201	○				
恵那市－上矢作町	202	○				
恵那市－上矢作町	203		○			
恵那市－上矢作町	204		○			
恵那市－上矢作町	205		○			
恵那市－上矢作町	206		○			
恵那市－上矢作町	207		○			
恵那市－上矢作町	208	○				
恵那市－上矢作町	209	○				
恵那市－上矢作町	210		○			
恵那市－上矢作町	211		○			
恵那市－上矢作町	212		○			
恵那市－上矢作町	213		○			
恵那市－上矢作町	214		○			
恵那市－上矢作町	215		○			
恵那市－上矢作町	216		○			
恵那市－上矢作町	217		○			
恵那市－上矢作町	218		○			
恵那市－上矢作町	219		○			
恵那市－上矢作町	220		○			
恵那市－上矢作町	221		○			
恵那市－上矢作町	222		○			
恵那市－上矢作町	223	○				
恵那市－上矢作町	224	○				
恵那市－上矢作町	225		○			
恵那市－上矢作町	226		○			
恵那市－上矢作町	227		○			
恵那市－上矢作町	228		○			

※“○”は各区分に設定することの合意形成が諮られたことを示す。

※備考欄の記載事項は以下のとおりである。

独自基準：表Ⅱ-5-2-1による判定後、恵那市が独自に設けた基準により、区分が変更となった林班